

弁護士金子宰慶

Copyright (C) Tadachika.Kaneko All rights reserved.

<http://www.lo-daichi.com/>

弁護士の交通事故事件勉強法

(その1)

弁護士の交通事故事件勉強法と名うてみましたが、こうやって勉強するべきだという話ではありません。普通の弁護士がどうやって交通事故事件を勉強しているのかということを書いていきたいと思います。弁護士がどうやって勉強しているのかということは、弁護士業界以外の方にはなかなかお分かりにならないでしょう。

このブログは交通事故事件のブログですので、弁護士が交通事故事件についてどのように勉強しているのかということを書いてみたいと思います。

まず、弁護士になるためには、司法試験に合格しなければなりません。

今は、法科大学院ができて、仕組みが変わってきていますが、法科大学院がなかったときは、1年に1度の司法試験を合格するために勉強する必要がありました。

交通事故事件で損害賠償請求をすることができるのは、自動車損害賠償法を根拠とすることが多いのですが、この法律は試験科目にはありません。ですから、そのもとになった民法というのを受験生は勉強するわけです。

民法というのは、条文が1000条以上あり、扱う分野も、物権とか親族相続関係にいたるまで非常に広いのですが、交通事故関連の分野としては、「不法行為」という分野になります。

この分野が、どのような状態で被害を受けたら賠償してもらえるのかということをお勉強する分野なのです。大学だとこの「不法行為」の分野で半期くらいあてられるのではなかったかと思います（もう大分前になりましたので、記憶があやふやですが）。

(その2)

前回は、司法試験に合格するためには交通事故事件関連としては、民法を、その中でも「不法行為」という分野があるということをお述べしました。

さて、この「不法行為」という分野でどのようなことを勉強するのかといいますと、主にどういう場合に損害賠償請求できるのか、その相手方は誰かということです。例えば、会社の社用で車に乗っていた従業員がわき見運転をして交通事故を起こした、この場合、被害者は誰に対してどのような法的根拠に基づいて損害賠償を請求できるか、というような問題が出ます。

この問題の場合、従業員はわき見運転をしていますから、「過失」がある、

それで事故を起こしたのだから、民法709条により不法行為責任を負う。会社の社用で従業員は車を使っているから、会社は民法715条の使用人責任を負うなどということをお、法的な文章できちんと表現できるようになれば、司法試験合格レベルになってきます。以上から、司法試験合格レベルというのは、交通事故に関して言えば、次のようなものに

なると思います（以下、「 」は私の司法試験合格のときのものです）。

1 民法を勉強するだけで、交通事故事件でもっとも使用する自動車損害賠償法は（よほどの努力家でない限り）勉強しない

私もしませんでした。

2 交通事故事件では、労災、年金等の社会保障の知識が必要とされるのですが、これらは司法試験科目ではないので、（よほどの努力家でない限り）勉強しない。

私の受験していたときには、教養選択科目を勉強しなければならない時期があり、「社会政策」という経済科目があったため、うすぼんやりと勉強はしましたが、深くは勉強していませんでした。

3 交通事故事件では、損害賠償額がどのくらいかということが最終的に問題になるのですが、損害賠償をどのように算定するかについては全く勉強しない。

損害算定をどのようにすべきかということ自体、司法試験受験合格時には全くわかりませんでした。

（その3）

今回は、司法試験合格レベルでは交通事故事件のことは、民法の中の不法行為というごく限られた分野の限られた知識しか持っていないということを述べました。

さて、司法試験に合格し、司法研修所という最高裁の運営する機関に入りますと、司法修習生という身分になります。現在進行中の司法改革で、この司法修習の期間なども私のときとはかなり異なってきていますが、私のときは修習期間は2年でした（現在はそれよりも短くなっています）。

司法修習生は、最初と最後を司法研修所で座学といえれば格好いいですが、教室で勉強するわけです。間の1年半（現在は1年）を実務修習といって、各地で裁判所、検察庁、弁護士事務所を回って実地に勉強するのです。つまり、司法研修所での間は机の上の勉強、実務修習中は生きた事件を目の辺りにして勉強ということになります。

この法曹業界はシステムチックな研修というよりは、徒弟制度のようなところがありまして、先輩がやっているところを見て真似をしなさい、自分から聞かなければあれこれ教えるようなことはしませんよという側面が結構強いのです。

それゆえ、自分で努力するかしないかでこの司法修習中の勉強量というのが決まってきます。

（その4）

司法修習生というのは、裁判官になるか、検察官になるか、弁護士になるかという就職が一番関心があります。弁護士になると決めている人は、どんな事務所に就職するかが最大の関心事です。現在の一番人気は企業法務を取り扱う事務所です。次に人気なのが「一般民事」を取り扱う事務所で、交通事故事件は、修習生の頭の中では、この「一般民事」というくくりの中にいれられます。

「一般民事」といったときに、どんな事件がこの中に入ってくるかと言いますと、交通事故事件のほかに、不動産の事件、金銭の貸借にからむ事件等があります。刑事事件や家事事件（離婚や子の親権に関する事件）は、修習生には不人気です。

私が所属していた事務所では、一時刑事事件を取り扱える事務所を目指しますとして求人をしていたところ、「刑事事件でもうかるのですか」という遠慮のない質問を修習生から受けたことが、数知れずあります。

誰でも皆、格好良い仕事、沢山稼げる仕事、楽な仕事をしたいと思うものですが、司法修習生とて例外ではなく、そのように見える仕事に惹かれるわけです。

もっとも、企業法務を扱う事務所が、一般民事や刑事や家事を扱う事務所と比べて、沢山稼げるのかというと、TOPの方の弁護士は別として、1～3年目程度で拘束時間の割合にしてみれば、決して企業法務を扱う事務所の時給が高いかということ、そうではないようです。

（その5）

さて、話が半分交通事故事件からそれましたが、司法修習生というのは就職に一番関心があるのであって、勉強というのは、その次の関心事であり、交通事故事件をこの時期に集中的に勉強しようとするようにはなっていないという事です。

修習生の時期に、初めて実務的な事に触れますので、損害というものをどのように算定するのかという事を知ります。

「赤い本」という損害の算定基準が書いてある本が存在し、実務上はその基準で動いているという事は、全ての修習生が分かります。

しかし、「赤い本」をどのように活用して損害を算定するかということ、修習生は初歩的な段階にとどまっています。これは、ある程度仕方のない事です。

修習生が習得し、試験をパスしなければならない科目としては

民事裁判
刑事裁判
民事弁護
刑事弁護
検察

の5科目が主なものです。

このうち、交通事故は民事裁判と民事弁護で取り扱われますが「民事」というのも非常に広いものであり、交通事故というのはその一分野でしかありませんので、どうしても全てのものが初歩的な段階にとどまらざるをえないのです。

つまり、修習生は「広く浅く」勉強せざるをえないということです。

（その6）

前回までは、司法修習生がどのレベルまで交通事故事件を勉強するのかについて書いてきました。

さて、弁護士になるということは通常、既にある法律事務所に就職するという形をとります。いきなり、自分で事務所を作って独立という人が、いないわけではありませんが、

ほとんどの人は事務所のボス弁（ボスの弁護士）の下で働きながら、実際の事件にあたっていくのです。ですから、勤務する弁護士は、ボス弁が取り扱っている事件に非常に影響を受けます。

ボス弁が取り扱う事件は、勤務弁護士も取り扱いますが、ボス弁が取り扱わない事件は、勤務弁護士としては取り扱うチャンスが少なくなります。勤務弁護士にどのように事件を取り扱わせるかは、これまたボス弁の意向に左右されます。

勤務弁護士が自分の興味のある事件をやろうとしても、ボス弁からの事件量が、勤務弁護士の仕事処理量の限界に近いものであれば、勤務弁護士としては、別の事をやろうと思っても出来なくなります。

また、事務所によっては、ボス弁以外からの事件の取り扱いが禁止というところもあります。そうなりますと、ボス弁が交通事故事件を取り扱っていれば、自然と勤務弁護士も交通事故事件を取り扱うため、勉強するようになりますが、ボス弁が交通事故事件を取り扱わなければ、勤務弁護士としては、取り扱うチャンスはかなり少ないといえます。

（その7）

仮に、何らかのついでに勤務弁護士が交通事故事件をやることになったとしても、それを処理するノウハウというものがボス弁になれば、勤務弁護士としては乏しい修習生までの知識でその事件を処理するか、他の弁護士に色々教を請いながらやるしか道がありません。

良い病院かどうかというのを判断するひとつの基準として、その病院が取り扱っている手術件数というのが指標にあげられますが、法律事務においても取り扱いが多いかどうかということと、その事件の処理の巧拙というのは、ある程度関係をもつと言って良いでしょう。

同じ事件というものは、この世に2つはありません。しかし、法律的な目で見ると似通った点というものはあるわけで、そこを一度経験していれば経験を生かすことができ、その分時間の節約が可能です。

例えば、事件を処理するために、ある判例を知らなければならないのに、A 弁護士は既に自分が経験した事例でこの判例を研究していて知っているのに、B 弁護士は未経験のため知らないということであるとすると、A 弁護士は、この経験を生かしてこの判例を頭の中で思い出すだけで、事件処理をすることが可能です。B 弁護士は判例の存在を知れば、その判例がどのようなものであるかを調査する必要がありますし、下手をするとその判例を知らないまま事件を処理してしまうこともありえます。

もちろんすべての判例を知り、覚えていることなど到底できないわけですが、判例を知っているか否かで事件の方向性が変わってしまう（交通事故訴訟の場合は、それは損害賠償額に直結します）ということもないではありません。

A 弁護士のように、既にある判例は研究済みということであれば、その判例を改めて調べる必要はなく、余った時間は、そのケース特有の法律上の問題や立証活動に振りむけることが可能となるので、時間を有効に使用して、よりレベルの高い弁護活動をすることが可能となります。

(その8)

弁護士の業界では、ボス弁から事件の取り扱い方を一から教えるというような方法はありません。これはどこの業界においてもそうかもしれませんが、仕事は上の者のやり方を見て、自分で考えて覚えるものであるという考えが強いようです。

同じく法曹業界でも、裁判官や検察官は、1年目は集合研修の機会もあり、それぞれ研修所をもって、そこで総合的な研修をしますが、弁護士の場合は、研修会と名のつくものは色々開催されていますが、それに参加するかどうかは、全く個人の自由に委ねられていますし、参加が義務づけられているものとしては、弁護士登録1年目の2回ほどの研修と、5年おき程度に開催される弁護士倫理の研修会くらいです。

弁護士もスーパーマンではありませんから、全ての分野に通じるということはなかなか出来ません。しかし、弁護士も事件を選べるわけではなく、次から次へと相談の依頼がきます。

各地の弁護士会は、一般向けに法律相談の窓口をっていますが、事件数のわりに、弁護士が多くないところは、この弁護士会経由の相談というものが結構あるのです。

例えば、私は千葉県弁護士会に10年ほどいましたが、千葉県は人口600万人以上おり、首都圏にあるため、事件数は多いのですが弁護士は300人強であり、東京の弁護士数(1万人以上)にはるかに及ばないところです。

このように事件数の割に弁護士が相対的に少ないところでは、弁護士会から相談が相当数回ってきますが、その内容は債務問題であったり、家庭関係であったり、不動産関係であったり、遺産の問題であったりするわけで、弁護士が専門化したくてもなかなか難しいところがあります。

弁護士に相談を依頼したいユーザーサイドからすれば、自分の抱えている問題のエキスパートに解決してほしいという願いがあると思いますが、弁護士には医師の専門医のような制度がありませんし、逆に「どんな事件にも対応できるのが良い弁護士だ」との考えも根強いものがありますので、一部の分野を除いては専門化がはかられていない状況にあります。

一部の弁護士会では「専門、相談」ということで特定の分野については、その専門相談に登録している弁護士に相談を任せるといった方針のところもありますが、これも弁護士会が、その弁護士を専門と認定しているわけではなく、その分野のやる気のある弁護士に相談を回しているにすぎません。

(その9)

さて、交通事故事件を勉強するためには

○取り扱い事件を増やす

○研修会に出る

ことも大切ですが、やはり普段からの勉強が必要になってきます。

どんな勉強が必要なのかは、人によって考えるところは異なると思いますが、私は次のような事を考えています。

1. まず、第一に法律の知識です。

弁護士である以上あたり前のことかもしれませんが、交通事故事件に深く取り組む為には、民法だけでは間に合いません。

年金や労災等の社会保障分野の法律、保険法等の商法的分野の法律の知識が必要になってきます。

自賠法の分野では施行令等の細かいところもあります。

自動車保険の約款の問題もケースによっては生じてきます。

特に、最近は人身傷害保険という新しい商品が保険会社によって開発され、これが保険会社ごとに約款が異なり、また解釈・運用についても保険会社にゆだねられてしまっている状況にあり、適正な解釈・運用をすべく被害者サイドから注文をつけていくには、保険会社に対抗し得るだけの理論武装が必要となってきます。

(その10(完))

2. 医学的な知識を、ある程度知っておく必要があります。

後遺障害というのは、医学的にみて障害が残っているということを言いますし、後遺障害にあたるかどうかは、医者診断をもとにしますので、医者診断書がどのような医学的な所見をもとに書かれているのか、その所見が後遺障害の認定とどのような関わりをもつか、ということについての知識が必要となってきます。

しかし、弁護士はこの点がなかなか不得手です。

というのは、医学的な勉強をしてきたことがありませんし、交通事故に関わる医学は「賠償医学」と言われて、医療業界でも特殊な分野に属するからです。

全ての医学的知識を持つのは不可能ですから、個別具体的なケースに応じて、どれだけ深く勉強していけるのかが重要となってきます。

3. 交通事故工学が必要になる場合があります。

交通事故の態様が争われるケースでは、交通事故工学の知識をもとに、鑑定書が作成される場合があります。このような鑑定書を読めて、論評しなければなりませんので、交通事故工学も勉強の対象になります。

交通事故鑑定の教科書的な本を読みますと、「エネルギー保存の法則」とか、難しそうな方程式が出てくるので、高校時物理が出来ずに理系を断念した私としては、目がくらむ思いですが、事件を解釈する上では避けて通れませんので、必死にポイントを探究するようにしています。

4. 以上、色々学問的な意味での勉強について書いてきましたが、交通事故の被害者は、肉体的、精神的にそれぞれ被害を負っており、その方の心情を思いながらも、ケースごとに依頼者の最大の利益を勝ち取っていく事が、弁護士として求められます。

そういう意味では、単なる学問的な意味での勉強だけでなく、小説を読んだり、映画を鑑賞したり等の広い意味で人間を磨く事が必要であると思います。